村内の施設使用制限について(天龍村教育委員会管理施設)

- (1)制限期間【令和3年(2021年)8月24日(火)から令和3年(2021年)9月2日(木)まで】
- (2) 利用可能者は村内在住の者に限る。(村出身者であっても他の市町村在住の者の使用は認められません) 利用者全員の名簿をご提出ください(万が一、利用者の中に感染者がいた場合、後日確実に全員に連絡および調査が行えるようにするため) 本名簿はこの目的以外には使用しません。
- (3) 新型コロナウィルスの集団発生防止のため、「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声する密接場面」とならない配慮をお願いします。(換気の徹底、隣の方と1m以上の間隔を保つ等)

施設名	使用可否	備考	連絡先
天龍村文化センターなんでも館	一部制限	・文化伝承センター(ホール)は使用禁止。	- 天龍村教育委員会事務局 電話 0260-32-3206
		・上記以外の会議室等を利用される場合、長時間の滞在は	
		ご遠慮ください。	
天龍村図書館	一部制限	・利用可能な時間は30分以内とします。	
		・館内での飲食は禁止です。	
天龍村村民体育館	閉鎖		
天龍村営グラウンド	一部制限	・教育委員会へ事前申し込みがあった者に限り許可する。	
		申込受付は平日の朝8時半から夕方5時15分までとなります。	
		事前申込のない使用については禁止させていただきます。	
天龍村テニスコート	一部制限	・教育委員会へ事前申し込みがあった者に限り許可する。	
		申込受付は平日の朝8時半から夕方5時15分までとなります。	
		事前申込のない使用については禁止させていただきます。	
天龍村コミュニティーセンター	一部制限	・利用可能な時間は1時間以内とします。	